
監 査 公 表

監査公表第 号

令和3年10月19日付け監査公表第10号で公表した「定期監査結果報告（令和3年度第2回）」の訂正について、次のとおり公表する。

令和3年11月24日

高知県監査委員	桑名	龍吾
同	土居	央
同	奥村	陽子
同	植田	茂

定期監査結果報告（令和3年度第2回）の第2監査の結果の1指摘事項中（1）を次のように訂正する。

（1）総務部デジタル政策課

令和2年7月に1日も出勤していない会計年度任用職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当に相当する額を支給していた。

これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）第15条の規定と同様の取扱いにしなければならないことに反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。